

# 介護老人福祉施設ハピネス茅ヶ崎

令和7年2月1日より

## 施設サービス利用料金表

### A:介護保険給付対象の施設利用料

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	社会福祉法人讃助の会 備考
1.基本サービス単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	当施設ご利用の基本単位
2.夜間職員配置加算Ⅳ			21単位			夜間職員を基準より多く配置している場合。
3.栄養マネジメント強化加算			11単位			栄養マネジメントを実施した場合。
4.日常生活継続支援加算			46単位			要介護4,5の利用者が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が65%以上。かつたんの吸引等が必要な利用者が15%以上の場合。
5.看護体制加算Ⅰ			4単位			看護師を常勤で配置した場合。
6.看護体制加算Ⅱ			8単位			看護職員を基準より多く配置した場合。
7.個別機能訓練加算			12単位			機能訓練に従事する看護師などが機能訓練を行った場合。
8.感染対策向上加算Ⅰ			10単位			医療機関と連携し感染対策施策を行った場合。
9.協力病院連携加算			100単位			協力病院と診療、入院をする体制が整っていること。
①合計単位数(1+2+3+4+5+6+7+8+9)	882単位	952単位	1027単位	1098単位	1167単位	介護度別 合計単位数
②介護職員処遇改善加算Ⅰ(①×14%)	123単位	133単位	144単位	154単位	163単位	介護職員処遇改善14%の算出。
A.基本サービス負担額(①×10.45)	9216円	9948円	10732円	11474円	12195円	地域加算10.45単位の加算。
B.介護職員処遇改善加算Ⅰ(②×10.45)	1285円	1389円	1504円	1609円	1703円	介護職員処遇改善14%の算出。
E.利用額合計(A+B)	10501円	11337円	12236円	13083円	13898円	施設サービスご利用に関する費用の合計。
F.介護保険給付(E×0.9)	9450円	10203円	11012円	11774円	12508円	介護保険負担(9割)分の算出。
自己負担額(C-D)	1051円	1134円	1224円	1309円	1390円	1日に必要とされる利用者負担額。

B:滞在費・食事費 ※「介護保険負担限度額認定」により、滞在費や食事費のご利用者負担額が軽減される場合があります。

利用者負担		合計
	食費	居住費
第1段階	¥300	¥880
第2段階	¥390	¥880
第3段階①	¥650	¥1370
第3段階②	¥1360	¥1370
第4段階	¥1940	¥3570
		¥5510

#### ※負担限度額要件

- 第1段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金受給者か生活保護受給者の方
- 第2段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階① → 世帯全員が市区町村民税非課税で、年金収入が80万超120万円以下の方
- 第3段階② → 世帯全員が市区町村民税非課税で、上記以外の方
- 第4段階 → 上記以外の方

※おやつ代は別途110円の加算になります。

#### ご利用一日に要する費用

(A:自己負担額+B.段階別合計金額)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥2231	¥2314	¥2404	¥2489	¥2570
第2段階	¥2321	¥2404	¥2494	¥2579	¥2660
第3段階①	¥3071	¥3154	¥3244	¥3329	¥3410
第3段階②	¥3781	¥3864	¥3954	¥4039	¥4120
第4段階	¥6561	¥6644	¥6734	¥6819	¥6900

#### その他・加算される場合がある項目

口腔衛生管理加算Ⅱ	¥31/月	口腔衛生に関する計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥52/月	ADL、栄養状態、口腔機能、その他入居者の状況を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
自立支援促進加算	¥313/月	医師関与の下、機能訓練、介護などについて定期的な評価と計画の策定を行った場合。
安全対策体制加算	¥21/入居時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全管理部を設置し、体制が整備されている場合。
ADL維持加算	¥31/月	ADL状況を6か月間測定し、評価値が一定以上である場合。
経口維持加算Ⅰ	¥418/月	経口摂取維持に特別な栄養管理、多職種共同の取り組みが必要な場合。
外泊時加算	¥257/日	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)。
療養食加算	¥6/回	医師の処方箋に基づく腎臓病食や糖尿病食脂質異常食などの提供を行った場合。
褥瘡マネジメント加算	¥13/月	褥瘡発生を予防する為のマネジメントを行った場合。
個別機能訓練加算Ⅱ	¥20/月	厚生労働省に訓練計画を提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
初期加算	¥34	入所日から30日以内の期間。また30日以上の入院後再入所も同様。
退所時情報提供加算	¥261/回	入居者が居宅へ退去した場合。

#### ご利用一ヶ月に要する費用 (A.自己負担額+B.段階別合計金額×30.4)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥67822	¥70345	¥73081	¥75665	¥78128
第2段階	¥70558	¥73081	¥75817	¥78401	¥80864
第3段階①	¥93358	¥95881	¥98617	¥101201	¥103664
第3段階②	¥114942	¥117465	¥120201	¥122785	¥125248
第4段階	¥199454	¥201977	¥204713	¥207297	¥209760

※利用料等お支払を口座振替にてお申込みの場合、口座振替手数料 110円/月のご負担をお願い致します。上記以外に、貴重品管理費、レクリエーション費、健康管理費、日用生活費・理美容費・おやつの費用等は、ご利用者負担となります。

# 介護老人福祉施設ハピネス茅ヶ崎

令和7年2月1日より

## 施設サービス利用料金表(2割負担)

### A:介護保険給付対象の施設利用料

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
1.基本サービス単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	当施設ご利用の基本単位
2.夜間職員配置加算Ⅳ			21単位			夜間職員を基準より多く配置している場合。
3.栄養マネジメント強化加算			11単位			栄養マネジメントを実施した場合。
4.日常生活継続支援加算			46単位			要介護4.5の利用者が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が65%以上。かつたんの吸引等が必要な利用者が15%以上の場合。
5.看護体制加算Ⅰ			4単位			看護師を常勤で配置した場合。
6.看護体制加算Ⅱ			8単位			看護職員を基準より多く配置した場合。
7.個別機能訓練加算			12単位			機能訓練に従事する看護師などが機能訓練を行った場合。
8.感染対策向上加算Ⅰ			10単位			医療機関と連携し感染対策施策を行った場合。
9.協力病院連携加算			100単位			協力病院と診療、入院をする体制が整っていること。
①合計単位数(1+2+3+4+5+6+7+8+9)	882単位	952単位	1027単位	1098単位	1167単位	介護度別 合計単位数
②介護職員処遇改善加算Ⅰ(①×14%)	123単位	133単位	144単位	154単位	163単位	介護職員処遇改善14%の算出。
A.基本サービス負担額(①×10.45)	9216円	9948円	10732円	11474円	12195円	地域加算10.45単位の加算。
B.介護職員処遇改善加算Ⅰ(②×10.45)	1285円	1389円	1504円	1609円	1703円	介護職員処遇改善14%の算出。
E.利用額合計(A+B)	10501円	11337円	12236円	13083円	13898円	施設サービスご利用に関する費用の合計。
F.介護保険給付(E×0.8)	8400円	9069円	9788円	10466円	11118円	介護保険負担(9割)分の算出。
自己負担額(C-D)	2101円	2268円	2448円	2617円	2780円	1日に必要とされる利用者負担額。

B:滞在費・食事費 ※「介護保険負担限度額認定」により、滞在費や食事費のご利用者負担額が軽減される場合があります。

利用者負担			合計
	食費	居住費	
第1段階	¥300	¥880	¥1180
第2段階	¥390	¥880	¥1270
第3段階①	¥650	¥1370	¥2020
第3段階②	¥1360	¥1370	¥2730
第4段階	¥1940	¥3570	¥5510

### ※負担限度額要件

- 第1段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金受給者か生活保護受給者の方
- 第2段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階① → 世帯全員が市区町村民税非課税で、年金収入が80万超120万円以下の方
- 第3段階② → 世帯全員が市区町村民税非課税で、上記以外の方
- 第4段階 → 上記以外の方

※おやつ代は別途110円の加算になります。

ご利用一日に要する費用 (A:自己負担額+B.段階別合計金額)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥3281	¥3448	¥3628	¥3797	¥3960
第2段階	¥3371	¥3538	¥3718	¥3887	¥4050
第3段階①	¥4121	¥4288	¥4468	¥4637	¥4800
第3段階②	¥4831	¥4998	¥5178	¥5347	¥5510
第4段階	¥7611	¥7778	¥7958	¥8127	¥8290

### その他・加算がある場合がある項目

口腔衛生管理加算Ⅱ	¥62/月	口腔衛生に関係する計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥104/月	ADL、栄養状態、口腔機能、その他入居者の状況を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
自立支援促進加算	¥626/月	医師関与の下、機能訓練・介護などについて定期的な評価と計画の策定を行った場合。
安全対策体制加算	¥42/入居時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全部門を設置し、体制が整備されている場合。
ADL維持加算	¥62/月	ADL状況を6か月間測定し、評価値が一定以上である場合。
経口維持加算Ⅰ	¥836/月	経口摂取維持に特別な栄養管理、多職種共同の取り組みが必要な場合。
外泊時加算	¥514/日	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)。
療養食加算	¥12/回	医師の処方箋に基づく腎臓病食や糖尿病食脂質異常食などの提供を行った場合。
褥瘡マネジメント加算	¥26/月	褥瘡発生を予防する為のマネジメントを行った場合。
個別機能訓練加算Ⅱ	¥40/月	厚生労働省に訓練計画を提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
初期加算	¥68	入所日から30日以内の期間。また30日以上の入院後再入所も同様。
退所時情報提供加算	¥522/回	入居者が居宅へ退去した場合。

ご利用一ヶ月に要する費用 (A.自己負担額+B.段階別合計金額 × 30.4)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥99742	¥104819	¥110291	¥115428	¥120384
第2段階	¥102478	¥107555	¥113027	¥118164	¥123120
第3段階①	¥125278	¥130355	¥135827	¥140964	¥145920
第3段階②	¥146862	¥151939	¥157411	¥162548	¥167504
第4段階	¥231374	¥236451	¥241923	¥247060	¥252016

※利用料等お支払を口座振替にてお申込みの場合、口座振替手数料 110円/月のご負担をお願い致します。上記以外に、貴重品管理費、レクリエーション費、健康管理費、日用生活費・理美容費・おやつの費用等は、ご利用者負担となります。

# 介護老人福祉施設ハピネス茅ヶ崎

令和7年2月1日より

## 施設サービス利用料金表(3割負担)

### A:介護保険給付対象の施設利用料

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	社会福祉法人讃助の会 備考
1.基本サービス単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	当施設ご利用の基本単位
2.夜間職員配置加算Ⅳ			21単位			夜間職員を基準より多く配置している場合。
3.栄養マネジメント強化加算			11単位			栄養マネジメントを実施した場合。
4.日常生活継続支援加算		46単位				要介護4.5の利用者が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が65%以上。かつたんの吸引等が必要な利用者が15%以上の場合。
5.看護体制加算Ⅰ		4単位				看護師を常勤で配置した場合。
6.看護体制加算Ⅱ		8単位				看護職員を基準より多く配置した場合。
7.個別機能訓練加算		12単位				機能訓練に従事する看護師などが機能訓練を行った場合。
8.感染対策向上加算Ⅰ		10単位				医療機関と連携し感染対策施策を行った場合。
9.協力病院連携加算		100単位				協力病院と診療、入院をする体制が整っていること。
①合計単位数(1+2+3+4+5+6+7+8+9)	882単位	952単位	1027単位	1098単位	1167単位	介護度別 合計単位数
②介護職員処遇改善加算Ⅰ(①×14%)	123単位	133単位	144単位	154単位	163単位	介護職員処遇改善14%の算出。
A.基本サービス負担額(①×10.45)	9216円	9948円	10732円	11474円	12195円	地域加算10.45単位の加算。
B.介護職員処遇改善加算Ⅰ(②×10.45)	1285円	1389円	1504円	1609円	1703円	介護職員処遇改善14%の算出。
E.利用額合計(A+B)	10501円	11337円	12236円	13083円	13898円	施設サービスご利用に関する費用の合計。
F.介護保険給付(E×0.7)	7350円	7935円	8565円	9158円	9728円	介護保険負担(9割)分の算出。
自己負担額(C-D)	3151円	3402円	3671円	3925円	4170円	1日に必要とされる利用者負担額。

B:滞在費・食事費 ※「介護保険負担限度額認定」により、滞在費や食事費のご利用者負担額が軽減される場合があります。

利用者負担		合計
	食費	居住費
第1段階	¥300	¥880
第2段階	¥390	¥880
第3段階①	¥650	¥1370
第3段階②	¥1360	¥1370
第4段階	¥1940	¥3570
		¥5510

#### ※負担限度額要件

- 第1段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金受給者が生活保護受給者の方
- 第2段階 → 世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階① → 世帯全員が市区町村民税非課税で、年金収入が80万超120万円以下の方
- 第3段階② → 世帯全員が市区町村民税非課税で、上記以外の方
- 第4段階 → 上記以外の方

※おやつ代は別途110円の加算になります。

### ご利用一日に要する費用

(A:自己負担額+B.段階別合計金額)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥4331	¥4582	¥4851	¥5105	¥5350
第2段階	¥4421	¥4672	¥4941	¥5195	¥5440
第3段階①	¥5171	¥5422	¥5691	¥5945	¥6190
第3段階②	¥5881	¥6132	¥6401	¥6655	¥6900
第4段階	¥8661	¥8912	¥9181	¥9435	¥9680

### その他・加算される場合がある項目

口腔衛生管理加算Ⅱ	¥93/月	口腔衛生に係る計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥156/月	ADL、栄養状態、口腔機能、その他入居者の状況を厚生労働省へ提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
自立支援促進加算	¥939/月	医師の下、機能訓練、介護などについて定期的な評価と計画の策定を行った場合。
安全対策体制加算	¥63/入居時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全部門を設置し、体制が整備されている場合。
ADL維持加算	¥93/月	ADL状況を6か月間測定し、評価値が一定以上である場合。
経口維持加算Ⅰ	¥1254/月	経口摂取維持に特別な栄養管理、多職種共同の取り組みが必要な場合。
外泊時加算	¥771/日	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)。
療養食加算	¥18/回	医師の処方箋に基づく腎臓病食や糖尿病食脂質異常食などの提供を行った場合。
褥瘡マネジメント加算	¥39/月	褥瘡発生を予防する為のマネジメントを行った場合。
個別機能訓練加算Ⅱ	¥60/月	厚生労働省に訓練計画を提出し適切かつ有効に実施に活用した場合。
初期加算	¥102/回	入所日から30日以内の期間。また30日以上の入院後再入所も同様。
退所時情報提供加算	¥783/回	入居者が居宅へ退去した場合。

### ご利用一ヶ月に要する費用 (A.自己負担額+B.段階別合計金額 × 30.4)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥131662	¥139292	¥147470	¥155192	¥162640
第2段階	¥134398	¥142028	¥150206	¥157928	¥165376
第3段階①	¥157198	¥164828	¥173006	¥180728	¥188176
第3段階②	¥178782	¥186412	¥194590	¥202312	¥209760
第4段階	¥263294	¥270924	¥279102	¥286824	¥294272

※利用料等お支払を口座振替にてお申込みの場合、口座振替手数料 110円/月のご負担をお願い致します。上記以外に、貴重品管理費、レクリエーション費、健康管理費、日用生活費・理美容費・おやつの費用等は、ご利用者負担となります。